

令和3年7月吉日

兵庫県在住

中学校保護者の皆様

学校法人 三田学園

理事長 丸泉 琢也

授業料軽減臨時特別補助制度について

いよいよ酷暑を迎える昨今となりましたが、皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素より本学園教育の発展のため、格別のご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、兵庫県では、生徒保護者もしくは学資負担者が、令和3年1月から12月までの間に、保護者の失業、倒産等（自己都合の退職、独立起業、離婚は対象外）・新型コロナウイルス感染症関連により家計急変が生じたこと（令和3年1月～3月までの間に家計急変した場合は、令和3年4月1日時点で急変状態が継続していること）。また、保護者の前年収入と家計急変後の年収見込みを比較し、収入区分が低くなること。（同一の事由での申請は在学中1回のみ。）

上記に該当される場合には、この制度をご利用いただきたくご案内申し上げます。申請書等の手続きに必要な書類は本学園事務室にありますので、お子様を通じて窓口でお受け取りください。また、申請書と添付書類は、生徒を通じて中学・高校事務室へご提出いただくか、高校事務室まで郵送してください。

なお、これから先（平成30年12月下旬まで）に事由が発生した場合は、その都度手続きいたしますが、本日までの事由の発生に関わる手続きは、**7月16日(金)を期限**とさせていただきます。

ご不明な点がありましたら、学園事務室までお問い合わせください。

< 郵送先 > 〒669-1535 三田市南が丘2丁目13番65号
三田学園高等学校事務室
TEL 079-564-2291